

令和4年度第2回立川市個人情報保護審議会議事録要旨

1 日時 令和4年7月27日(水) 午後1時10分～午後3時20分

2 場所 立川市役所2階 210会議室

3 次第

(1) 辞令伝達

(2) 会長・副会長選出

(3) 届出関係諮問事項

① 学校給食栄養計算システムの開始について

【教育部学校給食課】

② 学校給食費口座振替依頼書受付業務について

【教育部学校給食課】

③ 立川市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター等運營業務委託について

【福祉保健部健康づくり担当課】

④ 商店街再生・活性化等支援事業委託について

【産業文化スポーツ部産業振興課】

⑤ 個人番号カードオンライン申請補助端末の導入について

【市民生活部市民課】

(4) 令和3年度の個人情報開示実績等について

(5) 届出書様式の追加について

(6) 個人情報保護法改正の概要について

4 出席者

(1) 委員

齊藤会長、入谷副会長、神宮委員、梶委員及び福原委員

(2) 職員

田中良明副市長及び行政管理部長

[諮問実施機関]

諮問事項①：学校給食課長、管理係主任及び同係主事

諮問事項②：同上

諮問事項③：健康づくり担当課長及び主査

諮問事項④：産業振興課長及び商工振興係長

諮問事項⑤：市民課長及び窓口係長

[事務局]

文書法政課長、情報公開係長及び同係主任

5 議 事

(1) 辞令伝達（省略）

(2) 会長・副会長選出

会長については事務局から齊藤委員を推薦したところ、全会一致で了承された。

また、副会長については会長が入谷委員を推薦し、全会一致で了承された。

(3) 届出関係諮問事項（諮問実施機関からの説明は、資料に基づくものである）

諮問事項①：(教育部学校給食課)

【諮問の概要】

現在、手作業で行っている児童生徒の食物アレルギー対応をシステム化し、運用ルールや関連帳票を全校統一し、安全・安心な学校給食を提供するため、令和5年4月から学校給食栄養計算システムを開始するもの

【審議内容】

《アレルギー対応について》

○アレルギー対応には2種類の考え方があり、除去食（当該の食物を除く。）と代替食（別の食事を用意する。）がある。献立は3種類までアレルギー対応ができて、トータルで150種類まで対応できる。現在、アレルギー対応食は80食以上、延べ人数は700人以上になる。

《宗教について》

○宗教そのものを収集する必要はないと考えているが、アレルギーとは別の問題なので、先生が個別面談のときにチェックする。宗教を尋ねるのではなく、食べられない品をリストアップするようにしたい。

《システム入力について》

○システム入力は職員が行い、外部委託はしない。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、要配慮個人情報の取り扱い

いについては、慎重に対応すること。

諮問事項②：(教育部学校給食課)

【諮問の概要】

令和5年度から学校給食費の徴収管理が公会計制度へ移行することとなり、保護者の口座情報等を取得し、データ形式で学校給食費収納管理システムへ取り込む必要があるため、オンライン手続きによる口座情報収集業務を立川市指定金融機関に外部委託するもの

【審議内容】

《メールアドレスの収集について》

○メールアドレスはみずほ銀行のプラットフォームを使って収集するが、最終的には学校給食課職員が保護者との連絡手段として使用する。

○口座振替依頼については、紙による提出とインターネットによる入力と2種類を考えている。

《受注者の個人情報の取り扱いについて》

○委託に記載された個人情報はプラットフォームに入力する項目であり、みずほ銀行にデータは残らない。

○(委員)みずほ銀行にデータが残らないのであれば、仕様書の記載を「受注者は提供したデータを削除する」とし、確実に削除されたことを発注者が確認すると明記する必要がある。

○ご指摘のように仕様書の記載を訂正する。

《LGWANへのアクセス権限について》

○(委員)IDとパスワードを持っていれば、本業務に直接関わらない職員でもアクセスできてしまうので、権限付与をしばっていく必要がある。

○権限付与については、人数を精査していく。

【審議結果】諮問どおり進めて差し支えない。ただし、仕様書には個人情報のデータ削除及び削除されたことの確認を明記すること。また、LGWANへのアクセス権限については人数を精査すること。

諮問事項③：(福祉保健部健康づくり担当課)

【諮問の概要】

新型コロナウイルスワクチン接種に関するコールセンター業務、窓口業務及び

事務処理センター業務について、令和4年7月から公募型プロポーザルにより決定した事業者に外部委託するもの

【審議内容】

《委託期間、スタッフ及び研修について》

○委託期間が短いのは、予防接種法による新型コロナワクチンの接種期間が9月末日で終了となるためだが、最近の蔓延状況を踏まえて5回目のワクチン接種の話も出ているので、委託期間を延長することが考えられる。また、スタッフについては市民対応となるので、コールセンター業務の経験のある人材に対して研修をおこなっていく。

○(委員) 委託期間を延長する場合は、状況が変化するので定期的に研修を実施して欲しい。

○定期的に研修を実施していく。

《業者選定について》

○ワクチン接種コールセンター業務経験のある業者のなかから、プロポーザル方式で選定した。

《ワクチン接種記録システムと予約システムについて》

○ワクチン接種記録システムは国が開発したシステムで全国の自治体が使用している。予約システムは各自治体が用意したシステムで、今回の事業はこの二つのシステムを併用して行う。

○二つのシステムは研修を受けたスタッフであれば操作できる。スタッフが不正をすればログインIDから分かるが、不正がないように委託業者の管理者にチェックさせる。

《予診票の管理について》

○予診票は市内の医療機関から事務センターに5日に1回の頻度でレターパックが届く。データ読み込みが完了した予診票は1週間に1回の頻度で事務センターから健康会館に届く。健康会館では約30万回分の予診票を段ボール箱に入れて施錠した保管庫で保管している。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、要配慮個人情報を取り扱う業務であり、委託期間延長の場合は定期的に研修を実施すること。

諮問事項④：(産業文化スポーツ部産業振興課)

【諮問の概要】

令和4年9月から開始する複数の商店街（会）の店舗を巡るスタンプラリー形式のキャンペーンを行う商店街再生・活性化等支援事業を立川市商店街振興組合連合会に外部委託するもの

【審議内容】

《年代、性別を収集する理由について》

- どんな年代の人たちが参加しているかを把握し、性別によってどんな商品が人気なのかを知り、マーケティングとして利用したいということである。
- （委員）収集する個人情報は利用目的を明確にしたほうが良い。
- 利用目的を明示して、同意を取ったうえで収集する。

《応募者全員から個人情報を収集することについて》

- （委員）応募者全員の住所までは不要ではないか？
- （委員）応募者全員の個人情報を収集したうえで当選者のみに商品を発送するという方法は、必要以上の収集であり適切ではない。
- 応募のときはメールアドレスだけを収集して、当選した場合に改めて住所、氏名を収集するという方法だと手間がかかる。
- 全員から収集するときに利用目的を明示していく。

【審議結果】諮問どおり進めて差し支えない。ただし、収集する個人情報については必要最小限とし、利用目的を明示すること。

諮問事項⑤：（市民生活部市民課）

【諮問の概要】

国は「令和4年度末までにほぼ全国民に個人番号カードが行き渡ること」を目標としており、立川市においては国計画の交付率とは大きく乖離している状況であるため、令和5年1月以降に個人番号カードオンライン申請補助端末機器を導入し、効果的・効率的な取得促進を実施するもの

【審議内容】

《オンライン申請より早くなる理由について》

- オンライン申請はメールアドレスを登録して、登録したメールアドレスに国からURLが送信され、それをクリックして個人情報を入力して申し込む仕組みになっている。オンライン申請補助端末機器はID番号を入力するだけでよく

手続時間が早くなる。ID番号には住所、氏名等が紐づいており市役所や国の機関しか作れない。

《導入実績について》

○立川市は初めて導入するが、多摩地域の多くの自治体が導入している。

《データ送信の仕組みについて》

○届出書では委託先と記載したが、DNPという会社が開発した機器を使用するリース契約を考えている。入力したデータはDNPのデータセンターを経由して国の機関へ送信されるが、DNPにはデータは残らない。街中にある証明発行のスピード写真と同じ仕組みになっている。送信が完了するとデータが消去される仕組みなので、それまでは次の申し込みができない。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

(4) 令和3年度の個人情報開示実績等について

事務局から資料に基づく説明があり、委員からは特に意見や質問等はなかった。

(5) 届出書様式の追加について

事務局から資料に基づく説明があり、委員からは特に意見や質問等はなかった。

(6) その他

個人情報保護法改正の概要について

事務局から資料に基づく説明があった。

【質疑応答】

○（委員）法体系の一本化で、規制はゆるくなったのか？きつくなったのか？

○規制はゆるくなった。

令和4年度第3回開催予定について

日 時 令和4年10月19日（水）午後1時30分～

場 所 立川市役所 210 会議室

内 容 届出関係諮問事項審議等